

第 28 回障がい者制度改革推進会議が 12 月 13 日（月曜日）13 時から中央合同庁舎第 4 号館で開催された。



今回の議事は、「障害者基本法の改正について（第二次意見の取りまとめ）等」であった。事務局からこれまでの議論を踏まえて「第二次意見（素案 2）」（資料 1 及び資料 2 見消版）が示された。また、素案 2 に対する各省庁からの意見（資料 3）及び各委員の意見書が提出された。

冒頭、議長代理から今日 13 日は国連総会で障害者の権利条約が採択された日で、4 年が経過した旨の発言があった。各委員からは活発な発言があり、当初審議予定時間を超えることとなった。

審議の中では、具体的な修文意見のほか、以下のような発言があった。

- ・厚生労働省等からの意見について、事実誤認や曲解した部分があり改める必要がある。
- ・各省庁のネガティブな意見や考え方、これまでの経過及び現状を乗り越えていく必要がある。中間とりまとめでは、これらの点を踏まえさらに文書を強化していく必要がある。
- ・障害者基本法で書くことと、個別法で書くことをどのように分けるのか。

なお、具体的な修文意見については文書で速やかに事務局へ提出することとされ、次回 12 月 17 日に第二次意見を取りまとめることとなっている。